

平16福情答申第6号
平成16年7月7日

福岡市長
山崎 広太郎 様
(都市整備局香椎振興整備事務所換地・工事課)

福岡市情報公開審査会
会長 吉野 正
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成15年9月9日付け香振第648号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「東区唐原に設置されている1. ピット上屋 2. 線路倉庫 3. 電気詰所
4. 電気倉庫 5. 架線塔車庫 が各項目毎に現時点において常設であるとい
うことが判る文書」の非公開決定に対する異議申立て

1 審査会の結論

「東区唐原に設置されている1. ピット上屋 2. 線路倉庫 3. 電気詰所 4. 電気倉庫 5. 架線塔車庫 が各項目毎に現時点において常設であるということが判る文書」(以下「本件対象文書」という。)について、福岡市長(以下「実施機関」という。)が不存在を理由として行った非公開決定(以下「本件決定」という。)は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成15年6月17日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定について、これを取り消すとともに、新たに公文書公開決定を行うよう求めるものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成15年5月20日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、本件対象文書について公開請求を行った。

イ 平成15年6月17日、実施機関は、本件対象文書については、存在しないことを理由として、条例第11条第2項の規定により本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成15年8月12日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書及び平成15年11月25日付け反論意見書において、次のように主張している。

- ア ① 九州運輸局から公開された文書(九運総福54号、平成15年7月28日付け)によれば、移設されている留置線は常設であることが明らかであること。
- ② 福岡市が公開した文書(福都整第5777号、平成10年1月14日付け)によれば、西鉄香椎駅から香椎宮前駅間にモーターカーは留置しないことが明らかであること。
- ③ 仮設ならば、仮設後の常設に係る工事の金額が基本協定書の工事費内訳・明細に明記なされているはずなのに、なされていないこと。

以上のことから、ピット上屋は唐の原停車場に常設であることは明らかであり、留置線とそれに係る建物は一体的でないとその機能を果たさないことから、線路倉庫・電気詰所・架線塔車車庫についても常設と考えることが妥当であり、これらに関する文書が一切不存在であることは不自然である。

イ ① (ア) 街路事業（連続立体交差）詳細設計協議申請書（福都整第2391号，平成11年3月23日付け）

(イ) 都市計画事業認可申請書（福香振第35号，平成11年9月2日付け）

(ウ) 西鉄と締結した基本協定書（平成11年12月3日付け）

これらの文書において、(ア)及び(イ)では留置線は事業認可区域内、(ウ)では区域外となっており、さらには(ア)(イ)とは別に工事費内訳（内容、金額）の差異がある(ウ)を作成していた事実を福岡市は認めており、移設された留置線について、仮設が判る文書と常設が判る文書が両方存在することは明らかであること。

② 西鉄が留置線施設の移設をする際、九州運輸局に提出した「鉄道施設変更届書（平成12年7月28日付け）」によれば常設であることは明らかであり、さらには、連続立体交差事業の実施主体である福岡市は当然にこのことを事前に承知していたはずであること。

③ 上記アにも述べているように、ピット上屋等の移設は常設であることも明らかであること。

以上のように、ピット上屋等の移設は常設でもあることの客観的判断材料がありながら、福岡市は仮設だけであるとの誤った判断のもと、常設であると判る文書は存在しないと判断し公文書非公開の決定を行っており、これら客観的判断の材料や経緯からみても、常設であると判る文書も実際には存在することは明らかである。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、平成15年10月20日付け弁明意見書及び平成16年5月27日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

ア 異議申立人は、西鉄宮地岳線唐の原駅等に設置されているピット上屋、線路倉庫、電気詰所、電気倉庫及び架線塔車車庫（以下「ピット上屋等」という。）に関して、次の合計4件の公文書の公開請求を行った。

- ・ピット上屋等が事業認可時点において仮設であるということが判る文書
- ・ピット上屋等が現時点において仮設であるということが判る文書
- ・ピット上屋等が事業認可時点において常設であるということが判る文書
- ・ピット上屋等が現時点において常設であるということが判る文書

ピット上屋等に関する公文書としては、平成11年9月2日付け福香振第35号「都市計画事業認可申請書」及び平成13年1月15日に鉄道事業者と締結した「平成11年度実施協定書（第2回変更）」が相当するが、これらの文書には、ピット上屋等を仮設であるとする、若しくは常設であるとする記載はない。

しかしながら、ピット上屋等を西鉄唐の原駅等に移設した理由は、鉄道高架本体工事を遂行するためには、一時的に従前の鉄道線路を隣接した位置に仮線として整備し、列車運行を確保する必要がある、この仮線整備のためには従前西鉄香椎駅構内にあったピット上屋等を位置的に支障とならない他地区に移設する必要があったためである。

これらの状況を勘案すれば、ピット上屋等の移設は仮設であると判断することが妥当であると考えられる。

したがって、ピット上屋等が仮設若しくは常設であると明確に判断できる文書は存在しないが、情報公開の趣旨を重んじ、可能な限り情報を公開する目的で、ピット上屋等が事業認可時点及び現時点において仮設であるとの判断に基づき上記公文書を公開している。

一方、ピット上屋等が事業認可時点及び現時点において常設であると判る文書は存在しないと判断されることから、非公開決定を行ったものである。

イ 前述したように、仮線整備のために位置的に支障とならない他地区にピット上屋等を移設する必要があったということからピット上屋等の移設は仮設であると判断し、異議申立人に対して関係文書を公開している。

したがって、異議申立人は、既に必要とする情報を開示され入手しているにもかかわらず異議申立てを行っており、異議申立人の主張は公文書の公開、非公開の妥当性を問うものではなく、公文書の内容についての判断を求めるものと認められるため、本件に関する異議申立ては正当性を欠いている。

ウ 連続立体交差事業において、鉄道高架工事に支障となる物件の移転に必要な費用は、行政側が全額負担するのが原則だが、事業地内に戻す場合は、鉄道事業者が1割負担することとなっていることから、本件の場合、いずれは事業地内に戻すことを予定していたとみることが相当と考え、仮設と判断した。また、鉄道事業者も、現段階において、仮設と考えていると述べている。

4 審査会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 本件対象文書について

ア 福岡市は、平成11年10月に都市計画法に基づく都市計画事業の認可を受け、同市東区香椎駅前一丁目地内等を事業地として、西鉄宮地岳線香椎駅周辺連続立体交差事業（以下「本件事業」という。）を施行している。

そして、同市は、本件事業における鉄道高架工事を行うに当たり、工事中の列車の運行を確保するため、従前の鉄道線路に隣接した位置に仮線を整備したが、それに伴い、当該仮線の整備箇所にあった鉄道施設であるピット上屋等を上記事業地外の西鉄唐の原駅等に移設した。

イ 異議申立人が公開を請求した公文書は、当該公開請求の時点において、移設後のピット上屋等が常設であることが分かる文書である。

(2) 本件決定の妥当性について

ア 異議申立人の主張は、要するに、福岡市や国が別途公開した他の種々の文書からみても移設後のピット上屋等が常設であることは明らかであるところ、それら文書以外にも、当該ピット上屋等に関する文書でそれらが常設であることを示すものが存在するはずであるから、その存在するはずの「常設であることが分かる文書」の公開を求める趣旨と解される。

イ 一方、実施機関は、異議申立人が主張する福岡市や国が別途公開した他の種々の文書からは、移設後のピット上屋等が常設であるか仮設であるかは明らかでなく、それらの文書以外にも移設後のピット上屋等が常設であるか仮設であるか明確に判断できる文書は存在しないと主張している。

ウ ところで、実施機関は、本件事業の主たる目的は鉄道の高架化であり、その工事を施行するために移設したピット上屋等が常設であるか仮設であるかは本件事業において何らの意義ないし重要性を有するものではないから、当該ピット上屋等を記載した文書を作成するに際して、特に常設あるいは仮設と記載する必要もなく、また実際のところ、そのように記載した文書は存在しないと説明する。

実施機関の上記主張、説明には、合理性が認められ、また当該ピット上屋等が常設であることが記載された文書が他に存在すると疑わせる特段の事情もない。

エ したがって、実施機関が「移設後のピット上屋等が常設であることが分かる文書」は存在しないとして本件決定を行ったのは、妥当である。

オ なお、付言すると、実施機関は、移設したピット上屋等が常設であるか仮設であるか記載された文書は存在しないとしながらも、「移設後のピット上屋等が仮設であることが分かる文書」として、一定の文書を公開している。実施機関によれば、可能な限り関係する情報を提供するのが、情報公開制度の趣旨に合致すると判断したからであると言う。

カ 他方、異議申立人は移設後のピット上屋等が「常設であることが分かる文書」と「仮設であることが分かる文書」の両方を同時に公開請求しているが、その求めるところは、結局のところ、「移設後のピット上屋等に関する情報が記載された文書」の公開を求めたものと解することもできる。

このように解すると、実施機関は、「仮設であることが分かる文書」との評価を加えた上ではあるものの、移設後のピット上屋等に関し何らかの記載がなされた文書を公開しており、異議申立人は、求めたところの公文書、情報はすでに得て

いるものと認めることができるので、実施機関にこれ以上の対応を求める必要はないと考える。

キ 加えて補足すれば、異議申立人は、畢竟するところ、「移設後のピット上屋等が常設であると『判断し評価し得る』内容の記載がなされている文書」の公開を求めるものとも解される。しかし、公文書の内容の判断ないし評価を行うことは当審査会の任ではなく、当審査会は、公文書に記載のピット上屋等が「常設」であるか「仮設」であるかについて判断を下す機関ではないことを、最後に付言しておく。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成15年9月9日	実施機関からの諮問
平成15年10月20日	実施機関が弁明意見書を提出
平成15年11月25日	異議申立人が反論意見書を提出
平成16年4月22日(部会)	審議
平成16年5月27日(部会)	実施機関からの口頭意見聴取及び審議
平成16年6月24日(部会)	審議

6 答申に関与した委員

吉野正，今泉博国，大橋洋一，安河内恵子